

第51回 一関地区広域行政組合 一般廃棄物処理施設整備検討委員会

次 第

日時 令和8年2月16日(月)
午後1時30分から午後3時30分まで
場所 一関市役所3階 特別会議室

1 開 会

2 協 議

- (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備について
(調整段階のため、資料一部非公表)
- (2) 新一般廃棄物最終処分場整備の今後のスケジュールについて
- (3) ごみ処理の有料化の検討について
(調整段階のため、資料一部非公表)
- (4) 委員会の開催予定について
(調整段階のため、資料非公表)

3 その 他

4 閉 会

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業について

1 落札者の決定

令和7年4月9日付けで公告した一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業に係る制限付総合評価一般競争入札について、一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査した結果、落札候補者が選定されたことから、本組合では、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定した。

(1) 落札者

代表企業	株式会社タクマ東京支社
構成員	株式会社大建設計東北事務所
	日本国土開発株式会社北東北営業所
	株式会社佐々木組
	株式会社タクマテクノス
協力企業	株式会社金澤電気工業所
	株式会社森燃
	株式会社中島設備

(2) 落札金額

落札金額 37,829,000千円（税込）
 うち建設費 23,364,000千円（税込）
 うち運営費 14,465,000千円（税込）

(3) 審査結果

入札参加者（代表企業）	非価格要素審査点 【50点中】	価格要素審査点 【50点中】	総合評価点 【100点中】
カナデビア株式会社東北支社	33.38点	47.01点	80.39点
株式会社タクマ東京支社	35.09点	50.00点	85.09点

(4) 落札者との契約等について

時 期	契約等	内 容
R8. 1. 26	基本協定の締結	契約前の事前手続きについて、組合及び落札者において合意した内容を協定として締結するもの。同協定に基づき落札者は、運営業務を担う特別目的会社を設立する。
R8. 2. 20	基本契約の締結	円滑な事業推進を行うため、落札者が構成する各企業の役割分担、責任の所在等を定めるもの。
(予定)	建設工事請負仮契約の締結	落札者の構成員のうち、建設工事を行う企業で構成する特定共同企業体（JV）との仮契約を締結する。
R8. 3	組合議会	2月20日に締結した建設工事請負仮契約について議案提出する。 (議決後、当該仮契約が本契約となる)
	運営業務委託契約の締結	建設工事請負契約締結の議決に合わせて、施設の管理運営を行う特別目的会社と運営業務委託契約を締結する。

2 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備の今後のスケジュール

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① 環境影響評価	評価書の作成 縦覧				※令和10年度以降は専門家の助言に基づき実施を検討する		
② 造成工事	実施設計 立木伐採 入札 ★ 工事請負契約の締結		工事 (R8.6竣工予定)				
③ 事業者選定	仕様作成・事業費の検討 ★ 実施方針の公表 (事業の概要、能力、事業者の資格条件等の提示) ★ 予算計上 (当該事業費の継続費及び債務負担行為設定)	公募・事業者の決定 ★ 建設工事請負契約締結					
④ 建設工事			実施設計 (事業者)				工事 試運転
⑤ 稼働開始時期							★ R12.8

【令和8年度実施事業】

- ① 環境影響評価・・・環境影響評価の結果を受けて、希少動植物の生育状況等のモニタリングを行う。
- ② 造成工事・・・令和6年度から継続して敷地造成工事を行う。(6月竣工予定)
- ④ 建設工事・・・事業者による実施設計を行い、施設の構造を決定する。(工事の着手は令和9年度以降を予定)

3 事業費の執行見込み

以下は予算等、検討中の事項であるため情報公開条例第7条第5号により省略

新一般廃棄物最終処分場整備の今後のスケジュールについて

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 施設本体整備		文化財調査				
		設置届の提出				
		立木伐採				
		実施設計	実施設計修正			
		公募・事業者の決定	★ 工事請負契約締結			
② 土木工事			工事			
③ 建設工事			設計			
			工事			
④ 緩衝緑地帯整備			測量設計			
⑤ 稼働開始時期						R11.10(予定)★

【令和8年度実施事業】

- ① 施設本体整備・・・令和8年度前半に入札公告を行い、事業者を決定し発注する。
- ② 土木工事・・・水処理施設敷地、防災調整池などの造成を行う。
- ③ 建設工事・・・水処理施設の設計を行う。(工事着手は令和9年度以降)
- ④ 緩衝緑地帯整備・・・令和7年度に行っている実施設計修正後の確定した面積や構造を地元に説明し、測量設計を実施する。

【令和7年度予算の繰越】

令和7年度の現計予算で行っている「実施設計修正」について、市道路改良計画との調整に時間を要したことから、1か月程度履行期間を延長することとし、3月補正予算で繰越明許として提案する。

なお、このことによる工事発注の時期や稼働時期については、状況を踏まえて調整する。

令和 7 年度 コンテナ等回収実証事業実績報告書（概要）

一関地区広域行政組合
一関清掃センター

1. 事業の目的

(1) コンテナ等回収実証事業について

一関地区広域行政組合が実施するこの事業は、一関市、平泉町、関係団体（一関市公衆衛生組合連合会、平泉町区長会）及び各まちづくり協議会等と連携して、「指定ごみ袋を使用しない資源ごみの収集方法」を検討するため、コンテナ等による資源ごみの回収を集積所や拠点回収で試行的に実施し、具体化に向けた課題や問題点の実証検証を行うものとする。

(2) 令和 6 年度事業を踏まえて拠点回収の実施方法を見直して拠点回収の効果の実証

令和 6 年度に実施したコンテナ等回収実証事業での公共施設拠点回収での課題を踏まえ次の点について改善を図る。

- ① 拠点場所について人の集まりや生活動線に配慮した設置場所を検討し、出しやすさの向上をはかる。
- ② 曜日収集は出せる時間が限られるため、出せる時間を増やし、出しやすさの向上をはかる。
- ③ 利用者に向けた周知を幅広く進める。（全戸チラシ、マスコミ周知、案内板）
- ④ 回収事業の継続性について（参加した団体に、集団回収継続を働きかけ、回収器具の譲渡を行う。）
- ⑤ 収集運搬の見直し（作業効率や負担の改善）

2. 令和 7 年度事業実施要領

(1) 令和 7 年度事業の実施状況

一関市・平泉町内の公共施設12箇所です令和 7 年10月から12月までの3ヶ月間コンテナ等により、当組合が任意に選定した市民センター等の公共施設で、資源ごみとして当組合が回収している品目のうち比較的買取価格が高いと見込まれる「ペットボトル」、「缶」の2種類の資源ごみの収集を行った。

【回収する品目】 「ペットボトル」、「缶」

【回収頻度】 月2回定期回収（必要に応じて随時回収）

・一関清掃センター管内 第2、第4金曜日 ・大東清掃センター管内 第2、第4木曜日

【ごみの出し方】 品目ごとに設置されたコンテナやネットに、家庭からの資源ごみを分別して出す。
ごみを出せる日時は、開館時間内であればいつでも出せることとした。

【拠点回収場所と事業参加団体】

（公共施設拠点回収）12ヶ所

- ①平泉町スマートIC東駐車場 ②山目市民センター ③萩荘市民センター ④関が丘市民センター
- ⑤真柴市民センター ⑥涌津市民センター ⑦老松市民センター ⑧摺沢市民センター
- ⑨磐清水市民センター ⑩室根市民センター ⑪川崎市民センター ⑫藤沢市民センター

3. 令和 7 年度事業実績

(1) 拠点回収実績について

【平均回収時間】

指定ごみ袋の場合の平均的な回収時間が1か所当たり5分未満に比べ、コンテナ等回収の場合回収作業で指定ごみ袋に比べ2~3倍以上の時間を要した。また、昨年度の拠点回収の実績に比べ1.2倍程度の回収時間がかかった。回収した資源ごみの量が前回に比べ多かったことが要因と考えられる。

【資源ごみの回収量について】

令和7年度の回収量は前回の拠点回収と比べ2倍以上の回収量となった。

回収量が増えた要因としては、前回の拠点回収に比べ利用しやすい場所にあったことや、出せる時間を制限せずいつでも出せるということ、全戸配布など利用の周知などが起因しているものと考えられる。

当初想定した以上にペットボトルが出され、当初月2回（2週に1回）程度の回収のところ、コンテナが満杯となりのべ12回/所ほど随時回収を行った。

なお、回収量の多い拠点には途中からコンテナのほかに保管用のネットスタンドを追加で設置し対処した。

※表4 回収拠点設置場所平均回収容量（m³/所）比較

		10月	11月	12月	平均月回収容量
ペット	令和6年度	0.68	0.51	0.51	0.56
	令和7年度	1.45	1.65	1.18	1.42
缶	令和6年度	0.11	0.11	0.07	0.09
	令和7年度	0.56	0.57	0.44	0.50

※表5 各月の回収量の上位回収地域と回収量（地域名・収集容量m³/月）

回収容量順位		10月	11月	12月
ペット	1	室根 2.68	平泉 4.20	室根 2.43
	2	平泉 2.48	室根 2.13	山目 2.00
	3	涌津 1.87	山目 1.99	平泉 1.89
缶	1	平泉 1.04	平泉 1.59	室根 0.96
	2	室根 0.84	老松 0.89	平泉 0.83
	3	老松 0.83	山目 0.82 室根 0.82	山目 0.75

【回収容量上位の地域の特徴】 周辺での地域回収は限定的

※地域回収の限定的な例（回収品目が異なる、PTA活動など行事的回収、周辺の一部での回収など）

【指定ごみ袋換算】

今回の容量から換算した指定ごみ袋（大）の枚数相当が、可燃残さの軽減量となった。

また、拠点回収場所全体でのごみ袋消費は40,846円相当が消費軽減された。

- ・10月 24.65m³ 548枚 20.28kg
- ・11月 29.61m³ 591枚 21.87kg
- ・12月 19.42m³ 432枚 15.98kg
- ・合計 73.68m³ 1,571枚 58.13kg 26円換算40,846円

(4) アンケート結果について

拠点回収場所の設置地域の利用状況の把握のため周辺地区の行政区長にアンケート調査を行った。

アンケートの回収率（138件中 108件回答（R8.2.9現在）78.3%。コンテナによる拠点回収があつてよかったという意見が36.8%、なくてもよいという意見が24.2%、どちらでもよいという意見が38.8%で、拠点回収場所の設置に対しての意見が分かれた。

前回の集積所によるコンテナ回収と異なり、拠点回収の場所数が限られ、ごみを出す際の運搬距離が長くなることで、利用できる方が周辺に住む方や運搬手段のある方に偏りがちとなるため、ごみ袋の消費や出し方など直接的な利用の意見より、あつたほうがよいなど間接的な意見の傾向がみられた。

4. 拠点回収の事業評価

(1) コンテナ等による拠点回収実績の分析

前回コンテナ等回収実績の比較（回収容量）で、前年度と比較して拠点回収の回収量が増えたことから、市民センター等出しやすい場所への設置と資源ごみを出せる曜日と時間を緩めたことと周知の機会を増やしたことが、回収量の増加に影響を与えたといえる。アンケートでは、回収場所まで距離があり利用しにくいという意見が多く、回収場所までの距離のため、相当数の回収場所の設置が望まれる。

回収場所の設置は回収器具や出された資源ごみの保管状態が適切かを見守ることが必要であり、人手も必要であるため、人手の確保も設置費用や敷地だけでなく設置に向けたハードルとなり、公共施設であっても、必ずしも設置できるわけではなく、事業継続のためには人手や周辺地域の集団回収との兼ね合いから、回収場所の設置や回収事業を維持できるのは条件がそろった場合に限定するという結果となった。

(2) コンテナ等による拠点回収の評価

前回実施した集積所での回収と比較して、拠点回収でのコンテナ回収の賛否が分かれ、集積所回収では67.3%のよかったという評価も拠点回収では36.8%となっており、よかったという意見のごみ袋が軽減できたという理由も集団回収では38.1%であったものが拠点回収では19.7%に止まった。

コンテナ回収に好意的な意見の中で、資源回収できる場所や機会が増えることが理由として41.4%と最も多く、利用の選択肢が増えること自体には好意的な評価が得られていると思われる。

拠点回収は設置した場所に大きく影響をうけ、回収拠点までの距離が近ければ利用し、遠いので利用しないという意見もあり、拠点回収を浸透させるには設置する回収場所が相当数必要となってくるものと考えられる。一部には効果に乏しいとの意見や、地域の集団回収や店舗での資源回収と競合するなどの意見もあり、周辺地域との調整が必要で、回収場所の均一的な拡大は難しいと思われる。

5. コンテナ等回収実証事業の総括

(1) 集積所におけるコンテナ回収について

地域集積所は、ごみを出す際に自宅からの距離が近く、出しやすく利用しやすいためコンテナ等を設置できる場合、最も効果的である。

ただし、コンテナ等を設置できる集積所は設置スペースに余裕のある集積所であり、市街地など設置面積に余裕のない場所ではコンテナの設置自体が実現性に乏しい。

そのため、全ての集積所で一律にコンテナ等による回収を実施することは実現困難といえる。

また、指定ごみ袋による資源ごみの回収は、入れ替えが不要でごみを出すのが容易であり、使いまわさないため衛生的であるという意見の方もおり、コンテナ等による地域集積所における回収方法の推進には、回収方法の説明と理解を得ながら慎重に進めていくことが課題となる。

(2) 拠点回収におけるコンテナ回収について

拠点回収場所は、ごみを出す際の距離が設置場所と設置数により、設置場所に近い人と遠い人で利用の環境に不均衡を生じやすいが、周知と設備さえあれば利用する人にとっては十分効果を満たせる。

指定ごみ袋で出す方と、コンテナ等による方法で出したい方とが並立して出し方を選択できるという利点があり、すべての集積所には設置できなくとも、設置の条件がそろえば、比較的容易に推進できることが今回の事業で実証された。現時点で、拠点回収場所の数はまだ浸透しているというほどではないため、設置場所の拡大が課題となる。